

輪島市監査公表第56号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年2月28日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年2月2日（木）教育委員会学校教育課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から12月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○学校現場への急速な電子機器の導入により、「ICT(Information and Communication Technology)支援員の設置」について強い要望が現地監査でもあった。これまでも各小中学校から「校長会」を通して要望があったようであるが、できる限り速やかな対応・支援が望まれる。

○従来は中央の図書販売事業所に一括購入していた図書購入を、各学校から地元の書店に直接発注する方法に変更し、地元業界の活性化にも配慮していることを伺った。

○学力向上のため、「テレビ寺子屋授業」、「ALTの派遣」、「英語検定団体受験による英語教育の充実」を行う他に、「複式学級の学習支援」、「発達障害児に対する特別支援教育」など、様々なきめ細やかな施策が行われていることを伺い、今後益々の内容充実を期待したい。

○育英資金貸付返済金については、返済の遅れについて諸般の事情が考えられるものの、将来的に滞納繰越金が増えていくことがないよう、今後も積極的に取り組んでいただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。